第一条の二第一号ニ(1)中「第一条の二第一号ニ」を「第一条の二第一項第一号ニ」に改め、「国際会計基準をいう。以下この号」の下に「及び第百二十八条」を加え、同条第二号中「よつて作成した」を「準拠して作成した」に改める。

第六条を次のように改める。

（比較情報の作成）

第六条　当事業年度に係る財務諸表は、当該財務諸表の一部を構成するものとして比較情報（当事業年度に係る財務諸表（附属明細表を除く。）に記載された事項に対応する前事業年度に係る事項をいう。）を含めて作成しなければならない。

第八条第二十一項中「社債券その他の債券」の下に「（満期まで所有する意図をもつて取得したものに限る。）」を加え、同条に次の十項を加える。

44　この規則において「会計方針」とは、財務諸表の作成に当たつて採用した会計処理の原則及び手続をいう。

45　この規則において「表示方法」とは、財務諸表の作成に当たつて採用した表示の方法をいう。

46　この規則において「会計上の見積り」とは、資産、負債、収益及び費用等の額に不確実性がある場合において、財務諸表作成時に入手可能な情報に基づき、それらの合理的な金額を算定することをいう。

47　この規則において「会計方針の変更」とは、一般に公正妥当と認められる会計方針を他の一般に公正妥当と認められる会計方針に変更することをいう。

48　この規則において「表示方法の変更」とは、一般に公正妥当と認められる表示方法を他の一般に公正妥当と認められる表示方法に変更することをいう。

49　この規則において「会計上の見積りの変更」とは、新たに入手可能となつた情報に基づき、前事業年度以前の財務諸表の作成に当たつて行つた会計上の見積りを変更することをいう。

50　この規則において「誤謬」とは、その原因となる行為が意図的であるか否かにかかわらず、財務諸表作成時に入手可能な情報を使用しなかつたこと又は誤つて使用したことにより生じた誤りをいう。

51　この規則において「遡及適用」とは、新たな会計方針を前事業年度以前の財務諸表に遡つて適用したと仮定して会計処理を行うことをいう。

52　この規則において「財務諸表の組替え」とは、新たな表示方法を前事業年度以前の財務諸表に遡つて適用したと仮定して表示を変更することをいう。

53　この規則において「修正再表示」とは、前事業年度以前の財務諸表における誤謬の訂正を財務諸表に反映することをいう。

第八条の二の見出しを「（重要な会計方針の注記）」に改め、同条各号列記以外の部分を次のように改める。

会計方針については、次に掲げる事項を注記しなければならない。ただし、重要性の乏しいものについては、注記を省略することができる。

第八条の三を次のように改める。

（会計基準等の改正等に伴う会計方針の変更に関する注記）

第八条の三　会計基準その他の規則（以下「会計基準等」という。）の改正及び廃止並びに新たな会計基準等の作成（次条において「会計基準等の改正等」という。）に伴い会計方針の変更を行つた場合（当該会計基準等に遡及適用に関する経過措置が規定されていない場合に限る。）には、次に掲げる事項を注記しなければならない。ただし、第三号から第五号までに掲げる事項について、連結財務諸表において同一の内容が記載される場合には、その旨を記載し、当該事項の記載を省略することができる。

一　当該会計基準等の名称

二　当該会計方針の変更の内容

三　財務諸表の主な科目に対する前事業年度における影響額

四　前事業年度に係る一株当たり情報（一株当たり純資産額、一株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額及び潜在株式調整後一株当たり当期純利益金額（第九十五条の五の三第一項に規定する潜在株式調整後一株当たり当期純利益金額をいう。）をいう。以下同じ。）に対する影響額

五　前事業年度の期首における純資産額に対する累積的影響額

2　前項の規定にかかわらず、遡及適用に関する原則的な取扱い（前事業年度より前のすべての事業年度に係る遡及適用による累積的影響額を前事業年度の期首における資産、負債及び純資産の金額に反映することをいう。以下同じ。）が実務上不可能な場合には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を注記しなければならない。ただし、第一号ホからトまで及び第二号ホからトまでに掲げる事項について、連結財務諸表において同一の内容が記載される場合には、その旨を記載し、当該事項の記載を省略することができる。

一　当事業年度の期首における遡及適用による累積的影響額を算定することができ、かつ、前事業年度の期首における累積的影響額を算定することが実務上不可能な場合　次に掲げる事項

イ　当該会計基準等の名称

ロ　当該会計方針の変更の内容

ハ　財務諸表の主な科目に対する実務上算定可能な影響額

ニ　当事業年度に係る一株当たり情報に対する実務上算定可能な影響額

ホ　当事業年度の期首における純資産額に対する累積的影響額

ヘ　遡及適用に係る原則的な取扱いが実務上不可能な理由

ト　当該会計方針の変更の適用方法及び適用開始日

二　当事業年度の期首における遡及適用による累積的影響額を算定することが実務上不可能な場合　次に掲げる事項

イ　当該会計基準等の名称

ロ　当該会計方針の変更の内容

ハ　財務諸表の主な科目に対する実務上算定可能な影響額

ニ　一株当たり情報に対する実務上算定可能な影響額

ホ　当事業年度の期首における遡及適用による累積的影響額を算定することが実務上不可能な旨

ヘ　遡及適用に係る原則的な取扱いが実務上不可能な理由

ト　当該会計方針の変更の適用方法及び適用開始日

3　会計基準等に規定されている遡及適用に関する経過措置に従つて会計処理を行つた場合において、遡及適用を行つていないときは、次に掲げる事項を注記しなければならない。ただし、第三号及び第四号に掲げる事項について、連結財務諸表において同一の内容が記載される場合には、その旨を記載し、当該事項の記載を省略することができる。

一　当該会計基準等の名称

二　当該会計方針の変更の内容

三　当該経過措置に従つて会計処理を行つた旨及び当該経過措置の概要

四　当該経過措置が当事業年度の翌事業年度以降の財務諸表に影響を与える可能性がある場合には、その旨及びその影響額（当該影響額が不明であり、又は合理的に見積ることが困難な場合には、その旨）

五　財務諸表の主な科目に対する実務上算定可能な影響額

六　一株当たり情報に対する実務上算定可能な影響額

4　前三項の規定にかかわらず、前三項の規定により注記すべき事項に重要性が乏しい場合には、注記を省略することができる。

第八条の三の次に次の六条を加える。

（会計基準等の改正等以外の正当な理由による会計方針の変更に関する注記）

第八条の三の二　会計基準等の改正等以外の正当な理由により会計方針の変更を行つた場合には、次に掲げる事項を注記しなければならない。ただし、第三号から第五号までに掲げる事項について、連結財務諸表において同一の内容が記載される場合には、その旨を記載し、当該事項の記載を省略することができる。

一　当該会計方針の変更の内容

二　当該会計方針の変更を行つた正当な理由

三　財務諸表の主な科目に対する前事業年度における影響額

四　前事業年度に係る一株当たり情報に対する影響額

五　前事業年度の期首における純資産額に対する累積的影響額